平成　30　年度

平成２９年度　南塘町バスプール公衆便所公共桝設置工事

特　記　仕　様　書

弘前市大字　　南塘町　　地内

弘前市 上下水道部 工務課

第１条　適用範囲

本工事は、青森県県土整備部制定「共通仕様書」に準拠するほか、本特記仕様書により施工するものとする。仕様書の記載内容の優先は、「土木工事特記仕様書」「共通特記仕様書」「共通仕様書」の順とする。

第２条　施工条件明示

下表項目、事項のうち該当欄は、工事施工に当たって制約等を受けることとなるので明示する。なお、明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない施工条件が発生した場合は、監督職員と協議し適切な処置を講ずるものとする。

明示事項		内容	
１．工程関係	１．工事日数又は工期	☑	工期　平成　31　年　3　月　25　日　まで
		☐	工事日数　　日間
		☐	この工事の工期は、春先の工事着手を想定して設定されている。
		☐	この工事は、　　年債務であり、契約年度内に出来高の確保が必要である。
	２．週休2日の確保	☐	この工事は、発注者の指定による「週休2日確保工事」であり、当初設計において必要な経費及び工期を確保している。また、受注者は「週休2日確保工事実施要領」に基づき「週休2日確保工事」を実施しなければならない。
		☑	この工事は、受注者の希望により「週休2日確保工事」の実施が可能であり、協議により必要な経費の計上等を行う。
		詳細は、下記ホームページに掲載している「週休2日確保工事実施要領」によるものとする。 http://www.pref.aomori.lg.jp/kotsu/build/i-construction.html	

３．影響を受ける他の工事及び制約の有無　☑有　☐無

他工事の名称	発注者等名	影響を受ける箇所	期間
平成29年度　南塘町バスプール公衆便所新築工事	弘前市財産管理課	公共桝	工事期間中
			～
			～

時間帯	工種	制約内容	その他
工事中	汚水桝設置及び取付管工	公共桝設置	
～			
～			

４．施工時期・時間、施工方法制約の有無　☑有　☐無

制約の要因	工種	時期	時間帯	制約の内容
県道施工	附帯工	～　12月20日まで	昼間	県道舗装の仮復旧を12月20日までに完了すること。本復旧は、青森県県土整備部「土木工事共通仕様書」に基づく適切な品質管理が可能な時期に施工すること。

５．関連機関等との協議未成立に伴う制約の有無　☐有　☑無

関連機関名称	協議内容	成立見込時期	制約箇所	制約内容

６．関係機関等との協議結果、工程に影響を受ける特定条件の有無　☐有　☑無

関係機関名称	影響を受ける箇所	影響を受ける期間	影響を受ける内容
		～	
		～	
		～	

７．地下埋設物・埋蔵文化財の事前調査・移設による制約の有無　☐有　☑無

地下埋設物・埋蔵文化財名称	管理者の名称	事前調査の時期	移設時期

２．ICTの活用	１．ICT施工の実施	☐	この工事は、ICT活用工事（土工）実施要領に基づき、受注者の希望によりICT土工の実施が可能である。
		☐	この工事は、ICT活用工事（舗装工）実施要領に基づき、受注者の希望によりICT舗装工の実施が可能である。
		☑	この工事は、ICT施工の実施について特段の定めはないが、協議によりICT施工の実施が可能である。
		詳細は、下記ホームページに掲載されているICT施工に関する実施要領及び特記事項によるものとする。 http://www.pref.aomori.lg.jp/kotsu/build/i-construction.html	

３．用地関係

１．工事用地等の未処理部分の有無　☐有　☑無

未処理の箇所	影響を受ける範囲	影響を受ける工種	取得見込時期

２．工事用地等の使用終了後における復旧条件の有無　☐有　☑無

復旧が必要な場所	復旧が必要な範囲	復旧条件	復旧完了予定日

３．工事用仮設道路・資機材置き場用借地の有無　☐有　☑無

借地の場所	借地の面積	借地の期間	使用条件	復旧方法

４．仮設ヤード指定の有無　☐有　☑無

指定の場所	指定の面積	使用期間	使用条件	復旧方法
		～		
		～		
		～		

明示事項		内容				
４．公害関係	１．公害防止に伴う制限の有無 ☑有　□無	公害の種別	対象工種	内容	作業時期	その他
		騒音		できる限り発生を防止すること	～	
		振動		同上	～	
		濁水		道路側溝等に流さないようにすること	～	
	２．水替・流入防止施設の必要性の有無 □有　☑無	対象工種	場所	施工方法	施工期間等	
	３．濁水・湧水処理への特別な対策必要性の有無 □有　☑無	対象工種	処理内容	処理条件	期間	
	４．事業損失等、第三者に被害を及ぼすことが懸念されるか □有　☑無	懸念事項・範囲	調査の内容	調査の実施時期	報告書の有無	
５．安全対策関係	１．交通安全施設等の指定の有無 □有　☑無	施設の種類	対象工種	設置期間	施設の内容等	
	２．近接施工の有無 □有　☑無	施設の名称	管理者	範囲	協議状況	条件・制限等の内容
	３．防護施設必要性の有無 ☑有　□無	危険要因	施設の種類・名称	施設の規格	設置期間	
		接触・転落	バリケード		作業中、常時配置	
		〃	点滅灯設置		〃	
	４．保安設備、保安要員配置の指定の有無 ☑有　□無	保安設備・保安要員	対象工種	配置場所	規格・規模	設置期間及び時間帯
		交通誘導員Ａ	管布設工～附帯工	開削工事部	１人/日	昼間
		交通誘導員Ｂ	管布設工～附帯工	開削工事部	１人/日	昼間
	５．発破作業等制限の有無 □有　☑無	制限される範囲	制限の内容	制限される期間・時間	その他	
	６．有毒ガス及び酸素欠乏等対策の指定の有無 □有　☑無	危険要因	対象工種	施設の規格・規模		
６．工事用道路関係	１．搬入路としての一般道路指定の有無 □有　☑無	搬入経路	使用期間	使用時間帯	制限の内容	
			～	～		
			～	～		
			～	～		
		使用中の管理の内容		使用後の補修の内容		
	２．仮設道路設置の有無 □有　☑無	設置場所	規格・構造	安全施設設置区間	安全施設の内容	
				～		
				～		
				～		
		維持補修の内容		工事終了後の処置		

明示事項		内容
7．仮設備関係	1．指定仮設の有無 ☐有　☑無	

仮設物の名称・規格	数量	設置期間	条件等
		～	
		～	
		～	

2．部分指定仮設の有無　☐有　☑無

仮設物の名称・規格	数量	設置期間	条件等
		～	
		～	
		～	

3．他の工事への引渡しの有無　☑有　☐無

仮設物の名称・規格	引渡し工事名	引渡し時期	条件等
公共桝	平成29年度　南塘町バスプール公衆便所新築工事	工事完了後	

4．引継ぎ使用の有無　☐有　☑無

仮設物の名称	設置工事名	設置工事施工者	引継ぎ時確認事項

引継ぎ時期	条件等

5．構造及び施工方法指定の有無　☑有　☐無

仮設物の名称	仮設物の規模	使用材料	施工方法
軽量鋼矢板工法	数量計算書による	軽量鋼矢板（水圧式切梁）	施工手順による

6．設計条件指定の有無　☐有　☑無

仮設物の名称	設計条件	その他

8．建設副産物関係

1．建設発生土の搬出　☑有　☐無

発生土種別	発生量	指定･任意の別	運搬距離	搬出先	処分・保管等の条件
建設発生土	29.9 m3	任意	5.0 km		
	m3		km		
	m3		km		

2．建設発生土の搬入　☐有　☑無

工事名	発注機関名	発生場所	搬入量	その他
			m3	
			m3	
			m3	

3．建設副産物の現場内での減量化・再利用の有無　☐有　☑無

種別	減量化の内容	再利用の方法	その他

4．建設廃棄物の有無　☐有　☑無

下記の処分場は設計積算上での条件明示であり、処分場を指定するものでない。
ただし、下記の処分場以外で処理する場合は、監督職員の承諾を得ること。

種別	発生量	運搬距離	最終処分場所在地	最終処分場名	その他
	t	km			
	t	km			
	t	km			

5．建設副産物の有無　☑有　☐無

下記の処理場は設計積算上での条件明示であり、処理施設を指定するものでない。
ただし、下記の処理施設以外で処理する場合は、監督職員の承諾を得ること。

種別	発生量	運搬距離	再生処理施設所在地	再生処理施設名	受入時間
ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	9.7　t	4.0　km	弘前市大字小沢字大開61-1	(株)佐藤惣砕石	工事期間中
アスファルト切削材	0.5　t	4.0　km	弘前市大字小沢字大開61-1	(株)佐藤惣砕石	工事期間中
コンクリート殻	0.5　t	4.0　km	弘前市大字小沢字大開61-1	(株)佐藤惣砕石	工事期間中

6．再生資材利用の有無　☑有　☐無

再生資材の名称	規格	使用箇所
再生クラッシャラン	RC-40	附帯工
再生アスファルト混合材	①再生粗粒度As（20）	附帯工
再生アスファルト混合材	②再生密粒度As（13）	附帯工
再生アスファルト混合材	⑤再生密粒度As（13F）	附帯工
再生アスファルト混合材	⑦再生細粒度As（13F）	附帯工

7．産業廃棄物税計上の有無　☐有　☑無

本工事で発生する建設廃棄物については、青森県産業廃棄物税が課税されるので適正に処理すること

有　：　本工事では、青森県産業廃棄物税相当額を計上している

無　：　本工事では、青森県産業廃棄物税相当額を計上していないが、必要に応じ設計変更で対応する

明示事項		内容
９．工事支障物件等	１．占用物件等の工事支障物件の有無 ☐有　☑無	支障物件名 / 管理者名 / 場所 / 協議の状況 / 移設時期 工事方法 / 条件等
	２．占用物件工事との重複施工の有無 ☐有　☑無	占用物件名 / 管理者名 / 重複する工種 / 重複する期間 / 対応内容 ～ ～ ～
１０．薬液注入関係	１．薬液注入工事の有無 ☐有　☑無	設計条件 / 工法区分 / 材料種類 / 施工範囲 / 削孔数量 / 削孔延長 注入量 / 注入圧 / その他
	２．周辺環境影響調査の有無 ☐有　☑無	調査項目 / 採取地点 / 採取回数 / 報告書の有無
１１．その他	１．工事用資機材の保管及び仮置きの有無 ☐有　☑無	種類 / 数量 / 保管・仮置き場所 / 期間 ～ ～ 保管方法 / 積込・運搬方法
	２．工事現場発生品の有無 ☐有　☑無	品名 / 数量 / 引渡し場所 / 引渡し時期 / 運搬距離
	３．支給材料及び貸与品の有無 ☐有　☑無 ☐支給材料 ☐貸与品	品名 / 数量 / 構造・規格等 / 引渡し場所 / 返納場所 使用目的・箇所 / 条件 / 引渡し時期 / その他
	４．随意契約工事に伴う間接費等調整の有無 ☐有　☑無	工事番号 / 工事名 / 場所 ※本工事は、上記工事と間接費等の調整を行っている。
	５．各種調査の有無 ☑有　☐無 ※共通仕様書に基づき協力すること	調査名称 / 内容 / その他 試掘調査 / 地下埋設物（水道管等）位置確認 / 発生土を採取し室内試験を行うこと（密度試験用） 公共ます高さ調査 / 公共ますの設置高さ確認 / 宅地の地盤高を測定し本管に接続可能か確認 井戸の水位調査 / 工事路線隣接の井戸水位の確認 / 工事期間中
	６．共通仕様書に定める以外の施工検査の有無 ☑有　☐無	工種等 / 検査時期 / その他 管布設工 路床土試験 / 発生土埋戻工完了時 / 締固め密度試験 路盤工 上・下層路盤 / 舗装本復旧前 / （上層）厚さ・締固密度試験後、（下層）厚さ 管布設工 管底高検査 / 本管布設中 / 1工事につき1回 管布設工 カメラ検査 / 本管及び取付管完了時 / 舗装本復旧前

明示事項		内容		
１１．その他	７．中間検査の有無 ☐有　☑無	工種等	検査時期	その他
	８．部分引渡しの有無 ☐有　☑無	指定部分	引渡し時期	
	９．部分使用の有無 ☐有　☑無	使用箇所	使用期間	その他
			～	
			～	
			～	
	１０．工事現場の現場環境改善費計上の有無 ☐有　☑無	項目	指定･任意の別	内容
		仮設備関係		
		安全設備関係		
		営繕設備関係		
		地域連携		
	１１．監督職員の検査を受けて使用すべき材料の有無 ☐有　☑無	材料名	工事段階	備考
	１２．監督職員の立会いの上で調合すべき材料の有無 ☐有　☑無	材料名	工事段階	備考
	１３．調合について監督職員の見本検査を受ける材料の有無 ☐有　☑無	材料名	工事段階	備考
	１４．監督職員立会いの上、施工すべき工種の有無 ☑有　☐無	工種名	工事段階	備考
		準備工	路線位置確認	路線位置決定後（施工前）
	１５．工事調整会議開催の有無 ☐有　☑無	工事調整会議とは、工事着手前に設計の意図及び目的を施工者へ的確に伝え、設計及び施工条件、施工上の留意点などを確認、協議することにより、工事施工の円滑化と品質の確保を目的とし、発注者・設計者・施工者により構成される会議である。		

11.その他 － 16 青森県認定リサイクル製品の使用

本工事は「青森県認定リサイクル製品優先使用指針」に基づき、「青森県認定リサイクル製品」を使用し工事を実施するよう努めるものとする。

なお、「青森県認定リサイクル製品」の入手が困難な場合のほか、使用できない理由がある場合は、その旨を書面で提出し、監督職員の承諾を得て新材製品を使用するものとする（Aグループのみ）。

【青森県認定リサイクル製品優先使用指針-使用上のグループ区分に基づく認定製品の使用】

Aグループ	特段の理由がない限り、優先使用に努める。
Bグループ	試験的な使用等、積極使用に努める。

※使用上のグループ区分は、価格と施工実績によるもので製品の優劣で定めたものではない。
Bグループの製品であっても使用できる工種がある場合は使用するよう努めるものとする。

製品のパンフレットや優先使用指針、使用様式は下記の環境政策課ホームページに掲載しています。
http://www.pref.aomori.lg.jp/nature/kankyo/nintei_recycle.html

11.その他 － 17 施工箇所が点在する工事の積算方法について

1．本工事は、施工箇所が点在する工事であり、共通仮設費及び現場管理費について標準積算と施工実態に乖離が考えられるため、『〇〇地内（施工箇所〇〇、〇〇）、△△地内（施工箇所〇〇）、□□地内（施工箇所〇〇）（以下、対象地内という）』毎に共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事」である。

2．本工事における共通仮設費の金額は、対象地区毎に算出した共通仮設費を合計した金額とする。また、現場管理費の金額も同様に、対象地区毎に算出した現場管理費を合計した金額とする。なお、共通仮設費率及び現場管理費率の補正（大都市、施工地域等）については、対象地区毎に設定する。

※『〇〇地内（施工箇所〇〇、〇〇）、△△地内（施工箇所〇〇）、□□地内（施工箇所〇〇）』の部分には共通仮設費及び現場管理費を個別に積み上げる地区及び橋梁名等を記載する。

本項目に関する運用マニュアルや使用様式は下記ホームページに掲載しています。

https://www.pref.aomori.lg.jp/kotsu/build/sekkei_henkou.html

11.その他 － 18 落橋防止装置等への対応

1．溶接種別の確認等

受注者は、落橋防止装置、変位制限装置（以下、「落橋防止装置等」）の設計図書における溶接記号に疑義が生じた場合には、土木工事共通仕様書「第1編 第1章 第1節 1-1-3 設計図書の照査等 第2項」に準ずるものとする。

なお、受注者は設計図書の照査にあたっては、別添の（一社）建設コンサルタンツ協会あて文書「落橋防止装置等の溶接不良の再発防止に関して（要請書）」（平成27年12月25日付）を踏まえて実施するものとする。また、受注者は外部の製作会社に製作を外注する場合には、製作会社が作成する製作要領書等により、製作会社が契約図書の内容を正確に認識していることを確認するものとする。

2．落橋防止装置等製作工

工場で行う落橋防止装置等の製作については、以下によるものとする。

1）土木工事共通仕様書「3-2-12-3 桁製作工」に準じて行うものとする。

2）溶接検査について

①受注者は、外部の製作会社に製作を外注する場合には、内部きずの非破壊試験検査を受注者自身或いは第三者の検査会社で行うことを施工計画書に明記するものとする。
②受注者は、検査を外注する場合には、当該工事の製作会社に所属せず、かつ、当該工事の品質管理の試験（社内検査）を行っていない第三者の検査会社と直接契約を行うものとする。
③内部きずの検査について、非破壊検査を行う者は、試験の種類に応じたJISZ2305（非破壊試験－技術者の資格及び認証）の資格を有した者であること。なお、資格証明書（写）を施工計画書に添付するものとする。
④落橋防止装置等における完全溶込み溶接継手における超音波探傷試験の非破壊試験検査は全数を対象に溶接継手全長の検査を行うものとする。

3）溶接施工について

①受注者は、溶接工程において、開先加工、裏はつりの作業状況を自ら記録し、記録書の写しを監督職員に提出するものとする。なお、当該分野についてISO9001 を取得している製作会社（登録範囲に鋼構造物の製作や製造等を含むもの）及び検査会社（登録範囲に超音波探傷試験検査を含むもの）を利用する場合は当該記録を同製作会社に行わせることができる。
②受注者は、溶接管理技術者及び溶接技能者の資格証明書（写）を施工計画書に添付するものとする。

4）抜き打ち非破壊試験検査について

本工事は発注者による抜き打ち非破壊試験検査を実施することがある。よって、受注者は、受注者自身或いは第三者の検査会社による非破壊試験検査実施後、結果について速やかに監督職員に報告するものとし、塗装等の実施については監督職員の承諾を得るものとする。
また、上記の抜き打ち非破壊試験検査で不合格となった場合、受注者は落橋防止装置等の完全溶込み溶接継手全てにおいて、改めて、受注者自身或いは第三者の検査会社による非破壊試験検査を実施し、その結果を監督職員に報告するものとする。

5）溶接施工、非破壊試験検査を外注する場合は、施工体制台帳に記載するものとする。

3．検査等に合格した場合における瑕疵担保の取扱い

検査（完成検査、指定部分完了検査、出来形検査（既済検査）、中間検査）、段階確認、落橋防止装置等を対象とした抜き打ち非破壊試験検査に合格しても、後に施工不良等が判明した場合に受注者の瑕疵担保責任が免責されるものではない。

11.その他 － 19 1日未満で完了する作業の積算

(1) 「1日未満で完了する作業の積算」(以下、「1日未満積算基準」と言う。)は、変更積算のみに適用する。

(2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について協議の発議を行うことができる。

(3) 1日未満積算基準については、県土整備部整備企画課及び各地域県民局地域整備部において閲覧に供している「土木工事標準積算基準書(青森県県土整備部)」共通編第12章又は「土木工事標準積算基準書(国土交通省)」第Ⅰ編第12章を参照すること。

(4) 同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合わせで1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。

(5) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面その他協議に必要となる根拠資料(日報、実際の費用がわかる資料等)を監督職員に提出すること。実際の費用がわかる資料(見積書、契約書、請求書等)により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。

(6) 通年維持工事、災害復旧工事等で人工精算する場合、「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。

(7) 1日未満積算基準「3.判定方法 (3)判定に使用する作業量の考え方」により、別箇所として扱う箇所は、10.その他-19 に記載の箇所とする。

11.その他 － 20 ゴム製品等への対応

1. ゴム製品等の品質確認等

受注者は、東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)で製造された製品や材料(以下、ゴム製品等とする。別表参照)を用いる場合には、同社が製造するゴム製品等に対して受注者が指定した第三者(東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)と資本面・人事面で関係がない者)によって作成された品質を証明する書類(船舶安全法による検査の対象品については、予備検査合格証明書)を提出し、監督職員の確認を得るものとする。

なお必要な品質証明書は、以下の試験及び検査において、製品に応じて必要な規格について取得するものとする。

試　験　名	計　測　項　目
通常状態での試験(常態試験)	硬さ、比重、引張強度、伸び
熱老化試験	熱老化前後での変化率(硬さ、比重、引張強度、伸び)
圧縮永久ひずみ試験	圧縮による残留歪み
製品検査	外観、寸法、性能

2. ゴム製品等の品質確認をした場合における瑕疵担保の取扱い

第三者による品質証明書類を提出し監督職員の確認を得た場合であっても、後に製品不良等が判明した場合に受注者の瑕疵担保責任が免責されるものではない。

(別表)

製　品　及　び　材　料　名	
防振ゴム	ディーゼルエンジン用防振ゴム ゴム製軸継手 産業機械用空気ばね
芝保護材	
落橋防止用ゴム	
道路資材	車止め(ガードコーン) 視線誘導標、車線分離標
弾性舗装材	ゴムチップ舗装材
建築防水資材	

※代表的な製品例であり、その他ゴム製品等についても同様の取り扱いをすること。

11.その他 － 21 快適トイレの導入について

(1) 本工事では、受注者が「快適トイレ」の設置を希望する場合に、従来型トイレとの差額を計上できるものとする。

(2) 受注者は、「快適トイレ」の設置を希望する場合、以下の①～⑪の仕様を満たすトイレを設置するものとする。⑫～⑰の項目については、満たしていればより快適に使用できると思われる項目であり、必須ではない。

●快適トイレに求める標準仕様
①洋式便座
②水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置付きを含む）
③臭い逆流防止機能（フラッパー機能）
（必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策を取ること）
④容易に開かない施錠機能（二重ロック等）
（二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明できること）
⑤照明設備（電源がなくても良いもの）
⑥衣類掛け等のフック付き、又は、荷物置き場設備機能（耐荷重5kg 以上）

●快適トイレとして活用するために備える付属品
⑦現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
⑧入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
⑨サニタリーボックス（女性専用トイレに限る）
⑩鏡付きの洗面台
⑪便座除菌シート等の衛生用品

●推奨する仕様、付属品
⑫室内寸法 900×900mm 以上（半畳程度以上）
⑬擬音装置
⑭着替え台（フィッティングボード等）
⑮フラッパー機能の多重化
⑯窓など室内温度の調整が可能な設備
⑰小物置き場等（トイレットペーパー予備置き場）

(3) 設置に要する費用については、(2)を満たしていることを示す書類及び見積書を作成のうえ監督職員と協議し、変更時に計上するものとする。

(4) 計上費用は、実際に要した費用のうち従来型トイレとの差額について45,000円/基・月を上限に計上するものとし、男女各1基ずつの計2基（現場に女性がいない場合は1基）まで計上の対象とする。

(5) 計上費用の上限を超過した金額については計上を行わないが、現場環境改善費の率分計上による実施内容とすることができる。

(6) 快適トイレは現場付近に設置するものを対象とし、現場事務所内に備え付けられているトイレは本項目の対象としない。

快適トイレについての詳しい情報は、下記のページをご覧ください。

https://www.pref.aomori.lg.jp/kotsu/build/sekkei_henkou.html

第３条　使用材料の品質規格等

設計図書に記載された材料のうち、材料内訳及び規格・材質等について詳細な記載がない材料について、以下に示す。

材料名	規格・寸法・材質	適用工種	備　　考
硬質塩化ビニル管	JSWAS K-1(下水道用硬質塩化ﾋﾞﾆﾙ管)の規格に適合するもの、またこれと同等以上の品質を有するもの	汚水桝設置及び取付管工	
プラスチック製ます	JSWAS K-7(下水道用硬質塩化ﾋﾞﾆﾙ製ます)の規格に適合するもの、またはこれと同等以上の品質を有するもの	汚水桝設置及び取付管工	
〃	JSWAS G-3(下水道用鋳鉄製防護ふた)の規格に適合するもの、またはこれと同等以上の品質を有するもの	〃	
その他	上記以外で使用する材料は、日本下水道協会および日本工業規格で認定されたものとする。		

（2）その他

山砂	路盤用砂（CBR10以上）	汚水桝設置及び取付管工、附帯工	
路盤材	RC-40、C-20	附帯工	
アスファルト混合物	①再生粗粒度As(20)、②再生密粒度As(13)、⑤再生密粒度As(13F)、⑦再生細粒度As(13F)	附帯工	
アスファルト乳剤	プライムコート、タックコート	附帯工	
基礎砕石	再生砕石RC-40	附帯工	

第4条　工事現場の現場環境改善

(1) 工事現場の現場環境改善は、周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するものである。よって、受注者はこの趣旨を理解し、発注者と協力しつつ地域との連携や作業環境の改善に取り組み、適正に工事を実施するものとする。

(2) 現場環境改善については、具体的な実施内容、実施期間について、施工計画書に添付するほか、入札時に提出した積算内訳書の現場環境改善に関する詳細な見積を提出するものとする。なお、施工計画書の提出が不要な工事については、実施内容、実施期間等を工事打合簿により提出するものとする。また、現場環境改善費が計上されているものの発注者が実施内容を指定していない場合、受注者は下表の各項目から1つの内容又は2つの内容、合計5つの内容を選択するものとする。

(4) 工事着手後に現場環境改善の実施内容等に変更が生じた場合は、受発注者間の協議の上で実施内容を変更できるものとする。

(5) 現場条件等により、現場環境改善の実施内容が合計5つの内容に満たない場合は、受発注者間の協議の上で設計変更時に現場環境改善費の計上を削除する。

(6) 現場環境改善の実施状況等の写真を完成書類に添付するものとする。

項目	実施する内容
現場環境改善(仮設備関係)	1.用水・電力等の供給設備　2.緑化・花壇　3.ライトアップ施設　4.見学路及び椅子の設置 5.昇降設備の充実　6.環境負荷の低減
現場環境改善(営繕関係)	1.現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む)　2.労働宿舎の快適化 3.デザインボックス(交通誘導警備員待機室)　4.現場休憩所の快適化 5.健康関連設備及び厚生施設の充実等
現場環境改善(安全関係)	1.工事標識・照明灯安全施設のイメージアップ(電光式標識等) 2.盗難防止対策(警報機等)　3.避暑(熱中症対策)・防寒対策
地域連携	1完成予想図　2.工法説明図　3.工事工程表 4.デザイン工事看板(各工事PR看板含む)　5.見学会等の開催(イベント等の実施含む) 6.見学所(インフォメーションセンター)の設置及び運営管理 7.パンフレット・工法説明ビデオ　8.地域対策費(地域行事等の経費を含む)　9.社会貢献

第５条　排出ガス対策型建設機械

排出ガス対策型建設機械が使用できない場合には、使用できない理由を書面（工事打合簿）により提出し、監督員の承諾を受けることとする。

第６条　その他の特記事項

本工事にかかるその他の特記事項は下表のとおりとする。

特記事項	特記事項の内容
簡易型建設副産物実態調査	全ての工事は、建設副産物情報交換システム（（通称COBRIS）以下「システム」という。）の登録対象工事であり、受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が 生じた場合は速やかに当該システムにデータの入力を行うものとする。なお、これにより難い場合には、監督職員と協議するものとする。
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第１２条について	（法第９条の規定による「対象建設工事」の場合に限る。） 法第１２条第１項の規定による説明については、落札者は契約前に当該報告を監督職員に対して行うものとする。
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第１８条について	（法第９条の規定による「対象建設工事」の場合に限る。） 法第１８条第１項の規定による報告（書面の様式については監督職員の指示による）については、受注者は再資源化等が完了したときは、当該報告を監督職員に対して行うものとする。
創意工夫・社会性等に関する実施状況の提出について	（予定価格が１３０万円を超える工事の場合に限る。） 受注者は、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する事項または、地域社会への貢献として評価できる項目について、工事完成時までに監督職員の指示する様式（第６号様式）により、監督職員へ提出することが出来る。
「青森県リサイクル製品認定制度」に基づく認定リサイクル製品及び「レッツｂｕｙあおもり新商品事業」により認定された新商品の使用について	認定リサイクル製品を使用する場合は、別表-１に必要事項を記入のうえ、公衆の見やすい場所に掲示すること。 本工事において、認定リサイクル製品若しくは認定された新商品を使用した場合は、工事完了後別表-２に必要事項を記入のうえ提出するものとする。
配置技術者の兼務について	本工事は、「弘前市発注の建設工事における技術者等の取扱いについて」に基づき、配置技術者を兼務することができる。 詳しい情報は、下記ページをご覧ください。 http://www.city.hirosaki.aomori.jp/jouhou/keiyaku/sonota/280601_gijyutsusha.html
火災保険等について	本工事は、火災保険等に加入しなければならない。
暴力団又は暴力団関係者による不当介入に対する通報・報告義務	受注者は、受注者及び下請負人に対して暴力団又は暴力団関係者による不当介入があった場合は、警察及び発注者へ通報・報告しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。
舗装の切断作業時に発生する排水の具体的処理方法の徹底について	舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収した当該排水の処理については、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、 ・産業廃棄物として、そのまま産業廃棄物処理施設に持ち込む ・施工現場内で脱水等の処理を行い、当該処理後の廃棄物を産業廃棄物処理施設に持ち込むこと等により適正に対応しなければならない。
「流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン」の取り扱いについて	１．現場打ちの鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ構造物におけるスランプ値の設定等 現場の鉄筋コンクリート構造物の施工にあたっては、「流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン（平成29年3月）」を基本とし、構造物の種類、部材の種類と大きさ、鋼材の配筋条件、コンクリートの運搬、打込み、締固め等の作業条件を適切に考慮し、スランプ値を設定するものとする。ただし、一般的な鉄筋コンクリート構造物においては、スランプ値は12cmとすることを標準とする。 青森県県土整備部の土木工事共通仕様書及び設計図書等の関係図書に記載のある一般的な鉄筋コンクリート構造物のスランプ値は、8cmを12cmと読み替える。 ※「一般的な鉄筋コンクリート構造物」とは、青森県県土整備部共通仕様書（参考資料）「レディーミクストコンクリート標準使用基準（土木工事）」⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑯⑰⑱に示す構造物である。 ２．品質確認について スランプ値12cmの場合は、青森県県土整備部「土木工事共通仕様書」及び「ガイドライン」により、品質の確認を行うこととする。 スランプ値12 cmを超える場合は、青森県県土整備部「土木工事共通仕様書」、「ガイドライン」及び「コンクリート標準示方書（施工編）」等に基づき、受注者と協議して品質確認方法を決めることとする。
設計変更の手続きについて	設計変更等については、工事請負契約標準約款第18条から第24条及び土木工事共通仕様書(青森県県土整備部制定)共通編1-1-13から1-1-15に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事請負契約における設計変更ガイドライン(総合版)【弘前市】」によるものとする。ただし、予定価格が１３０万円以下の工事(小額工事)においては、適用しないものとする。 詳しい情報は、下記ページをご覧ください。 http://www.city.hirosaki.aomori.jp/jouhou/keiyaku/sextukeihenkou-guideline.html
石綿障害予防規則等に基づく対策が必要な工事について	石綿障害予防規則等に基づき、解体等の作業における保護具の装置、湿潤を保つ措置を行う費用、石綿の使用の有無を分析によって調査した場合に要する費用、特別の教育を請負者が実施する場合の費用について、当初積算では計上していないため、それらに要した費用については監督職員と協議の上、設計変更で見込むものとする。 また、石綿の使用の有無を分析によって調査する場合の工期の変更についても、適切に対応することとする。

第７条　提出書類

(1) 契約書に基づいて提出する書類

提出区分	名　称	提出期日	部数	条項	備考
☑	工事着工届・工程表	契約締結後10日以内	1部	3条	
□	工事費内訳明細書	契約締結後10日以内	1部	3条	
☑	下請報告書（様式第1号）	報告書は契約締結後速やかに	1部	7条	
☑	現場代理人及び主任技術者等届	着工時	1部	10条	
□	支給材料受領書	引渡時	1部	15条	
□	貸与品借用書	〃	1部	15条	
☑	工事完成検査申請書	工事完成の日	1部	31条	
☑	工事引渡書	工事完成検査合格後	1部	31条	
☑	請求書	工事完成検査合格後	1部	32条	
☑	火災保険等の証書写し	保険契約締結後速やかに	1部	54条	

(2) 仕様書に基づいて提出する書類

提出区分	名　称	提出期日	部数	共通仕様書	備考
☑	施工計画書	着工前及び必要の都度	1部	第1編1-1-4	※1
□	CORINS登録内容確認書	登録内容確認書が届き次第速やかに	1部	第1編1-1-5	請負金額500万円以上 受注時･変更･完成･訂正時 （土日祝日を除く10日以内）
☑	施工体制台帳 施工体系図	下請負契約締結後速やかに	1部	第1編1-1-10	
☑	材料試験成績表	工事完成の日	1部	第2編第1章 第2節1項	
☑	工事写真	工事完成の日	1部	第1編1-1-20	
☑	出来形管理図表	工事完成の日	2部	第1編1-1-23	
☑	品質管理図表	工事完成の日	1部	第1編1-1-23	
☑	安全訓練等の実施状況	工事完成の日	1部	第1編1-1-26	
□	火薬類使用計画書	着工前及び必要の都度	1部	第1編1-1-27	非火薬品（破砕薬）含む
☑	事故報告書	発生時	1部	第1編1-1-29	
☑	マニフェスト	工事完成の日	1部	第1編1-1-18	※2
☑	建設業退職金共済組合の発注者用掛金収納書	契約締結時又は事情がある場合は 契約締結後1ヶ月以内	1部	第1編1-1-40	
☑	履行報告書	毎月1回監督職員の指定する日	1部	第1編1-1-24	毎月1部提出のこと
☑	工事に関する承諾書	着工前及び必要の都度	1部	第2編第1章 第2節4項	工事材料
☑	再生資源利用計画書	着工前	1部	第1編1-1-18	
☑	再生資源利用促進計画書	着工前	1部	第1編1-1-18	
☑	再生資源利用実施書	工事完成後速やかに	1部	第1編1-1-18	
☑	再生資源利用促進実施書	工事完成後速やかに	1部	第1編1-1-18	
☑	現場代理人等兼務届	着工時及び必要の都度	1部		

※1 請負金額1,000万円以上。（ただし、1,000万円未満でも監督職員が必要と認めたとき）

※2 マニフェストの提出は、A票とD票の写し。

（収集・運搬業許可証、処分業許可証の写し及び、工事写真に搬出・搬入時の写真を添付すること）

工事名標示板

工事名標示板は、下記記載例のとおりとする。工事区間の起終点の見易い箇所に設置する。

工事名標示板（記載例）

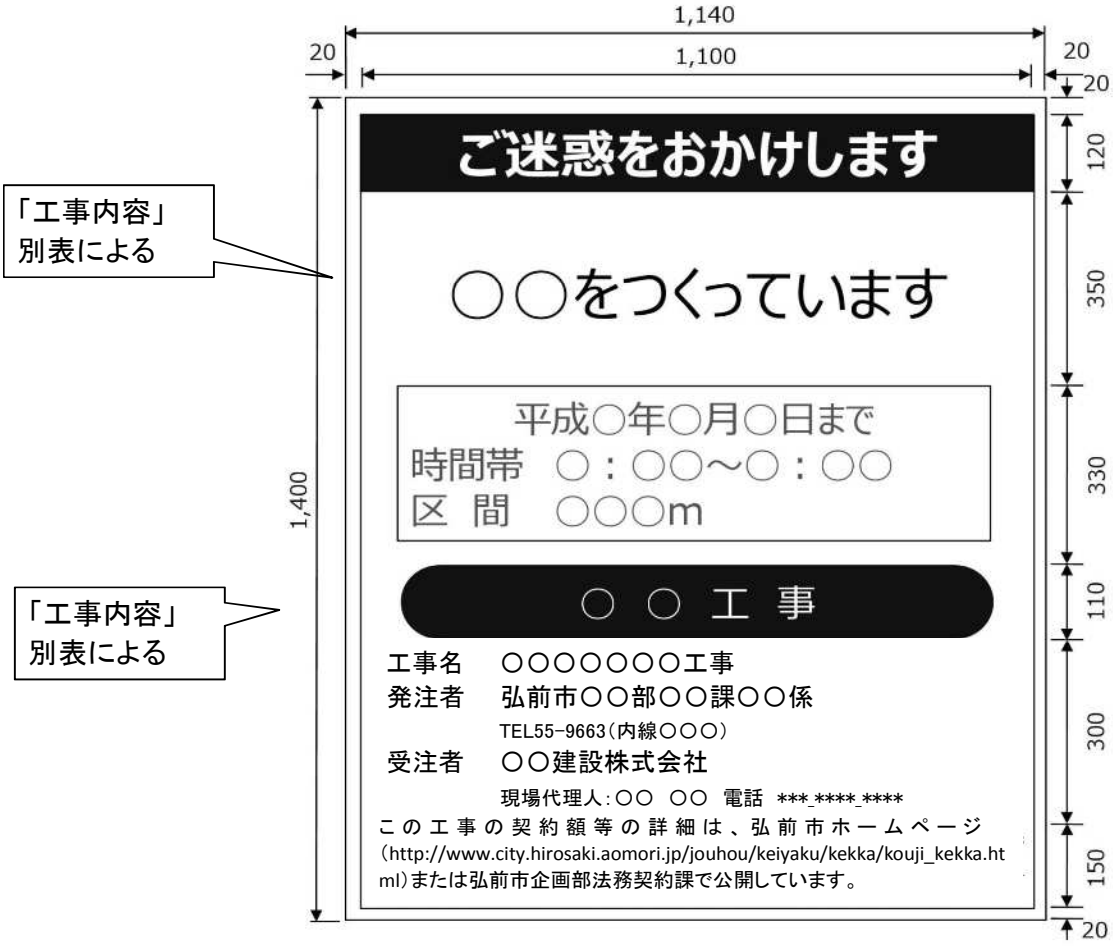

単位：mm

注　1.　色彩は「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「○○工事」等の工事種別については青地に白抜き文字、「○○をつくっています」等の工事内容、工事期間等については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。

2.　工事期間については、契約期間の工事終了日、工事時間帯等を表示するものとする。

3.　区間等に変更があった場合は、直ちに修正するものとする。

4.　発注者の電話番号は監督職員勤務地の連絡先とする。

5.　別表

工事内容	下水道の新設を行っています
工事種別	下水道工事

第６号様式（１）

創意工夫・社会性等に関する実施状況

工　事　名		受　注　者　名	
項　　目	評　価　内　容	実　施　内　容	
□創意工夫 自ら立案実施した創意工夫や技術力	□施工規模	・施工に伴う器具、工具装置等の工夫 ・コンクリート二次製品等の代替材の適用 ・施工方法の工夫、施工環境の改善 ・仮設備計画の工夫 ・施工管理の工夫 ・ＩＣＴ（情報通信技術）の活用　等	
	□新技術活用	ＮＥＴＩＳ登録技術のうち、 ・試行技術の活用 ・「少実績優良技術」の活用 ・「少実績優良技術」 を除く「有用とされる技術」　の活用 ・試行技術及び「有用とされる技術」以外の新技術　の活用	
	□品質	・土工、設備、電気の品質向上の工夫 ・コンクリートの材料、打設、養生の工夫 ・鉄筋、コンクリート二次製品等使用材料の工夫 ・配筋、溶接作業等の工夫　等	
	□安全衛生	・安全衛生教育・講習会・パトロール等の工夫 ・仮設備の工夫 ・作業環境の改善 ・交通事故防止の工夫 ・環境保全の工夫　等	
□社会性等 地域社会や住民に対する貢献	□地域への貢献等	・周辺環境への配慮 ・現場環境の周辺地域との調和 ・地域住民とのコミュニケーション ・災害時など地域への支援・行政などによる救援活　動への協力　等	

第６号様式（２）

創意工夫・社会性等に関する実施状況

工 事 名			
項　　目		評価内容	
提案内容			

（説　　明）

（添 付 図）

説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別葉とする。

別表－１

この工事では、「青森県認定リサイクル製品」を使用しています。

「青森県認定リサイクル製品」は、県内で発生する循環資源を原材料とした製品で、安全性、規格等について青森県知事の認定を受けた製品です。

認定番号	
品目	
製品名	
製造者	

別表－２

青森県認定リサイクル製品及びレッツbuyあおもり新商品事業認定製品

使用実績調査票

工 事 名：
受注者名：

	ﾘｻｲｸﾙor ﾚｯﾂbuy	認定番号	製　品　名	数　量	使　用　箇　所
（例）	ﾘｻｲｸﾙ	第〇〇〇号	〇〇〇防止柵	〇〇m	No.〇～No.〇の歩道路肩部に設置

弘前市石綿含有建材特記仕様書

質問回答書、現場説明書、特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、下記による。

・厚生労働省「石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル[2.20版]」参照

・環境省「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」参照

１．施設の概要

施　　設	□　建築物　　□　工作物　　□　その他　（　　）			
構　　造			規　　模	m2・m
建 設 年	西暦　　年　（昭和・平成　　年）			
石 綿 の 事前調査	□　設計図書による確認　　□　目視調査による確認 □　分析調査による確認　　□　改修履歴による確認			
石綿含有建材 レベル1・2 （飛散性）	分　　類	分析結果･備考	分　　類	分析結果･備考
	□　吹付材		□　断熱材	
	□　保温材		□　吹付仕上塗材	
	□　耐火被覆材		□　レベル3非該当成形板	手壊し不可
石綿含有建材 レベル3 （非飛散性）	分　　類	分析結果･備考	分　　類	分析結果･備考
	□		□	
	□		□	
	□		□	
	□		□	
	□		□	

２．法令順守事項

工程	関係法令	レベル1・2	レベル3
特別教育の実施	石綿則第27条	○	○
石綿作業主任者の選定	石綿則第19条	○	○
呼吸用保護具	石綿則第14条	Lv1電動ファン付マスク Lv2全面形マスク	半面形マスク
保護衣・作業衣	石綿則第14条	Lv1保護衣使い捨て Lv2保護衣	保護衣/作業衣
お知らせ掲示	大防則第16条の4	レベル1・2看板	レベル3看板
適正な除去方法	石綿則第6条、大防則第16条の4	適正機械/手作業	手作業
隔離養生・前室設置等	石綿則第6条、大防則第16条の4	○	―
湿潤化	石綿則第13条第1項	薬液(大防則第16条の4)	水噴霧
作業場の清掃	石綿則第30条、 HEPAフィルター真空掃除機	○	○
こん包･運搬飛散防止	廃処則第8条の13、令第6条	二重梱包	○
廃棄物処理	廃処法	特別管理産業廃棄物 管理型	石綿含有産業廃棄物 管理型・安定型

※各工程について、記録及び工事写真、マニフェストを提出すること。

石綿則：石綿障害予防規則　　大防則：大気汚染防止法施行規則

廃処法：廃棄物の処理及び清掃に関する法律　　廃処令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

廃処則：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則